

## 24 株 式

税理士法人UAP・税理士 吉岡 純男

相続税・贈与税における株式の代表的な否認事例としては、①株式所有の事実の否認、②取引相場のない株式の評価額の否認、があげられる。前者については、被相続人からの株式の贈与の事実を否認し、相続財産であるとして相続税を課税するという処分・指導がなされるというのがよくある否認の方法である。後者については、財産評価基本通達に定める取引相場のない株式の評価方法が非常に複雑であることに加え、同通達等に具体的な

取扱いが明記されていないものもあることから、納税義務者が処理を誤ったり、見解が相違したりすることにより、否認事例が生じるものである。また、相続財産の種類は多様であり、いったいどのような種類の財産として評価すべきか迷うものもあると思われる。本稿では、相続税・贈与税の調査における指摘事項や裁決例に基づき留意点や否認されないためのポイントを解説する。

事例  
01

## 株式贈与の有無

Aは父から株式の贈与を受けた。その際、株式の名義変更は行ったものの、贈与契約に係る書面は交わさず、株式の管理は父に任せたままであり、配当金の受取口座も父名義の口座のままであった。実際に受領した配当金も当該口座に保管されたままであり、Aらに分配されたことはなかった。その後、父が亡くなり、当該株式を相続財産から除外して相続税の申告を行ったところ、当該株式は父の相続財産であるとして否認された。

## 問題の所在

本事例では、当該株式が、真実贈与がなされたAの財産であるか、単なる名義株式で父の財産であるかが問題となる。

## 解説

## ① 民法における贈与

贈与は、一方が贈与の意思表示をし、他方が受諾することで効力が生ずるが、書面によらない贈与の場合、履行が終わっていない部分についてはいつでも撤回できる（民法549、550）。本事例の場合、書面によらない贈与であり、その後撤回されている可能性も

あるため、真実贈与がなされたかどうかは、様々な事実から総合的に判定されることとなる。

## ② 本事例への当てはめ

本事例の場合、「株式の名義変更を行った」という事実は、贈与があったことを補強する証拠であるが、「株式の管理は父が行っていた」、「配当金の受取口座も父名義の口座のままであった」、「配当金がAらに分配されたことはなかった」という事実とともに総合的に判定された結果、贈与の事実はなく、当該株式は単なる名義株式であり、父の相続財産であるとした更正処分がなされた。

**PO!NT** 否認されないためのアドバイス

相続税の調査においては、しばしば、財産の名義のみならず、その他の総合的な事実から財産の帰属の事実認定がなされる。これは、被相続人と相続人という近い関係にある場合、名義の貸し借りは比較的容易に行われると課税庁は考えているためである。

本事例のような事実認定に反証するためには、当該株式は、法的・経済的にAに帰属することを十分に疎明する資料を準備しておくべきであった。具体的には、①贈与契約書の作成、②当該贈与に係る贈与税の申告と納税、③株式の管理を自分で行うか、株式の管理を父に委託した旨の書面の整備、④配当金の受取口座の自分名義の自分で管理している口座

への変更、等を行っておけば、更正処分を受けることはなかったのではないかと考えられる。

なお、本事例以外にも、

\* 株式の贈与を受けたと主張する者が、株式の贈与に係る贈与税の申告と納税を行ったにもかかわらず名義変更等を行わなかったがために贈与の事実を否認され相続税を課税された事例

\* 株式の贈与を受けたと主張する者が、株式に係る配当につき所得税の確定申告を行っていたにもかかわらず被相続人が株式の管理を行っていたとして贈与の事実を否認され相続税を課税された事例

もあるため、反証のための疎明資料の準備には万全を期すべきである。

**事例**  
02

**相続前に合併があった場合の取引相場のない株式の評価**

Bの父は、3月決算の非上場企業の株式を100%所有し、経営していた。近年体調がすぐれなかったため、後継者であるBに盤石な状態で事業を承継するため、2011年5月に業績が安定しており同等の規模を持つ他業種の企業を吸収合併した。同年7月10日、父は急逝した。Bは父から当該非上場企業の株式のすべてを相続し、直近の3月決算における純資産価額と、直近の3月決算の期末日を直前期末とした類似業種比準価額により評価を行い相続税の申告を行ったところ、当該株式は、父が亡くなった時の純資産価額で評価すべきであるとして否認された。

**問題の所在**

本事例では、吸収合併により会社の実態に大きな変化が起った後に相続が発生したような場合であっても、吸収合併前の3月決算を基礎として取引相場のない株式の評価を行ってよいかどうかの問題となる。

**解説**

**① 評価方法の概要**

非上場株式等は、財産評価基本通達において取引相場のない株式に分類され、その評価方法は非常に複雑であるが、極めて簡略化す

ると以下となる。

**1 原則的評価方式と例外的評価方式**

取引相場のない株式を取得した者が、当該株式に係る会社の支配権を有していると認められる場合には原則的評価方式により評価し、支配権を有していると認められない場合には例外的評価方式により評価する。

**2 原則的評価方式**

\* 原則的評価方式とは、当該会社の評価額を、企業規模に応じて、純資産価額方式、類似業種比準価額方式、又はこれらの方式の併用により計算する方式である。

\* 純資産価額方式とは、当該会社の評価額

を、当該会社の有する資産・負債の財産的価値から計算する方式である。

- \* 類似業種比準価額方式とは、当該会社の評価額を、当該会社と業種が類似した上場企業群（類似業種）との比較により計算する方式である。具体的な計算方法は、当該会社と類似業種の配当金額、利益金額、純資産価額を一定の算式で計算して比準割合（当該会社が類似業種に比してどれだけ優れているか/劣っているか）を求めた上で、類似業種の株価に乗ずる、というものである。

### 3 例外的評価方式

例外的評価方式とは、配当還元方式による評価方法であり、当該会社の評価額を、当該会社の配当金額により計算する方式である。

## ② Bが行った評価

### 1 原則的評価方式の適用

本事例の非上場企業は取引相場のない株式に該当し、Bは父からの相続により当該企業の支配権を有していると認められるので原則的評価方式により評価する。当該企業の企業規模によると、純資産価額方式と類似業種比準価額方式を併用して評価する必要があるため、それぞれの評価額を以下のとおり計算した。

### 2 純資産価額方式による評価

1株当たりの純資産価額は、「課税時期における各資産をこの通達に定めるところにより評価した価額の合計額から課税時期における各負債の金額の合計額及び186-2（（評価差額に対する法人税額等に相当する金額）により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額を控除した金額を課税時期における発行済株式数で除して計算した金額とする。」（評基通185。一部省略）とされており、課税時期は父の亡くなった時点であるので、この通達によると7月10日の現況により純資産価額を計算する必要がある。しかしながら、

期中に仮決算を組むことも困難であり、実務上、直前期末の資産・負債に基づいて行って構わないという話しを経営者仲間から聞いていたため、2011年3月期の決算数値を元に純資産価額を計算した。

### 3 類似業種比準価額方式による評価

類似業種比準価額は、評基通180から183の定めに従い直前期と直前々期の配当金額、利益金額、純資産価額を用いて計算した。

## ③ 調査での指摘事項

### 1 結論

原則的評価方式により評価する点については異存ないが、以下の理由により、課税時期である7月10日時点の純資産価額方式のみによって評価すべきである。

### 2 Bが行った純資産価額方式による評価の問題点

直前期末の資産・負債に基づき純資産価額の計算を行っているが、そのような計算が許容されるのは「直前期末から課税時期までの間に資産及び負債について著しく増減がないため評価額の計算に影響が少ないと認められるとき」<sup>(1)</sup>に限られる。本件は、直前期末から課税時期までの間に同等の規模を持つ他業種の企業を吸収合併しており、評価額の計算に影響が少ないとは認められないため、原則に立ち返り、課税時期における資産・負債に基づき計算すべきである。

### 3 Bが行った類似業種比準価額方式による評価の問題点

類似業種比準価額は、業種の類似する上場企業群との比較により評価額を計算する方式である。本件は、直前期末から課税時期までの間に同等の規模を持つ他業種の企業を吸収合併しており、課税時期と直前期末以前では業種が異なってしまうしており、比較の前提を満たしていない。したがって、この通達の定めにより難しい場合（評基通6）に該当し、類似業種比準価額を用いることはできない。

**POINT** 否認されないためのアドバイス

合併等の組織再編行為を行った後は、事例のように純資産価額のみでの評価が強制される可能性がある。一般に、純資産価額での評価は、類似業種比準価額での評価に比べ高い

評価額となるため、なるべく避けたい事態である。誰に事業を承継させるか、事業を承継させない親族にどのような形で財産を残すかを早めに検討・対応し、相続間際になってからの組織再編や財産の大幅な組み替えを避けることが重要である。

**事例**  
03

「比準要素数1の会社」の判定の際の端数処理

Cは相続により非上場企業の株式を取得した。当該企業は、過去の組織再編により資本金等の額が非常に大きい会社であった。相続税の申告にあたり、当該企業株式を取引相場のない株式として評価しようとしたところ、直前期において、1,000万円の利益を出し、100万円の配当を行っているにもかかわらず、資本金等の額が10億円と非常に大きいため、「取引相場のない株式等の評価明細書」の「第4表 類似業種比準価額等の計算明細書」の「1株(50円)当たりの年配当金額」欄(10銭未満切捨て)に記載すべき金額が0円05銭、「1株(50円)当たりの年利益金額」欄(1円未満切捨て)に記載すべき金額が0円50銭となり、これらの欄に記載した金額が0円となった。利益も出ており、配当も行っているため、そのまま計算を進め類似業種比準価額で評価し、相続税の申告を行ったところ、比準要素数1の会社に該当するため、類似業種比準価額で評価することはできないとして否認された。

**問題の所在**

本事例では、「比準要素数1の会社」の判定にあたって、「1株(50円)当たりの年配当金額」、「1株(50円)当たりの年利益金額」を計算する際、「第4表 類似業種比準価額等の計算明細書」と同様に、それぞれ10銭未満、1円未満で切捨てる必要があるのか、切捨てずに判定するのかが問題となる。

**解説**

① 比準要素数1の会社

非上場企業等、その株式が取引相場のない株式として評価される会社のうち、株式等の保有割合が著しく高いもの、土地等の保有割合が著しく高いもの、開業後3年未満の会社、開業前又は休業中の会社、清算中の会社等は「特定の評価会社」と分類される。「特定の評価会社」については、類似業種比準価額方式による評価は認められておらず、純資産価

額方式、又は、それに準ずる方式により評価する。類似業種比準価額方式が、業種が類似した上場企業群との比較により評価する方式であるために、これら株式等の保有割合が著しく高い等の特殊な会社とは適切な比較を行うことができず、類似業種比準価額方式による評価が馴染まないとされているためである。

比準要素数1の会社も「特定の評価会社」の一種である。債務超過でこそないものの、赤字であり、配当も行っていない会社が典型的な比準要素数1の会社に該当する。課税庁は、赤字であり、配当も行っていないような会社は、上場企業群との比較に馴染まないと考えているようであり、比準要素数1の会社は、純資産価額方式による評価か、純資産価額方式による評価額×75%+類似業種比準価額方式による評価額×25%の併用方式のいずれかにより評価することとされ、類似業種比準価額方式を採用できる部分が極めて限定されている。事例02でも触れたとおり、一般に

純資産価額方式による評価額の方が、類似業種比準価額方式による評価額より高い金額がでる傾向にあるため、比準要素数1の会社として評価されることは納税者にとって不利なことが多く、比準要素数1の会社にあたるのかあたらぬのかは、非常に重要な論点となる。

## ② Cが行った評価

実際に赤字であり、配当も行っていないという会社が比準要素数1の会社にあたるのは異論がないが、本事例の会社はそれなり金額の利益も出し、配当も行っているちゃんとした会社である。過去の経緯から、たまたま資本金等の額が大きいために、「取引相場のない株式等の評価明細書」の「第4表 類似業種比準価額等の計算明細書」に記載する金額の計算上、配当金額も、利益金額も切捨てられて0円とされてしまっただけであり、「特定の評価会社」にはあたらぬと考え、類似業種比準価額方式により評価した。

## ③ 調査での指摘事項

「1株(50円)当たりの年配当金額」も、「1株(50円)当たりの年利益金額」も切捨てられて0円となるため、比準要素数1の会社に該当する。したがって、純資産価額方式による評価か、純資産価額方式による評価額×75%+類似業種比準価額方式による評価額×25%の併用方式のいずれかにより評価する必要がある。類似業種比準価額方式のみによる評価は認められない。

まず、「第4表 類似業種比準価額等の計算明細書」に記載すべき金額であるが、個別通達として公表されている第4表の記載要領に「この表の各欄の金額は、各欄の表示単位未満の端数を切り捨てて記載します」と明記されており、第4表の「1株(50円)当たりの年配当金額」の表示単位は10銭、「1株(50円)当たりの年利益金額」の表示単位は1円

であるため、それぞれ10銭未満、1円未満は切り捨てて記載する必要がある。Cも自らの申告においてそのように記載しているところである。

次に、「第2表 特定の評価会社の判定の明細書」の「1 比準要素数1の会社」欄を確認すると、第4表の金額を転記する旨の指示があり、表示単位も第4表とおなじく、「1株(50円)当たりの年配当金額」は10銭、「1株(50円)当たりの年利益金額」は1円となっており、さらには、国税庁のホームページの質疑応答事例においても、「比準要素数1の会社」の判定の際に端数処理を行って0円となる場合には、その要素は0とする旨、公表されている。したがって、切り捨てられた結果とはいえ、当該会社は比準要素数1の会社に該当し、類似業種比準価額方式のみによる評価は認められない。

## PO/NT 否認されないためのアドバイス

大規模な組織再編行為を行った会社の中には、しばしば資本金等の額が非常に大きい会社が見受けられる。これら会社については、たとえそれなりの利益を計上し、配当を行っていたとしても、類似業種比準価額の計算上、利益、配当ともに切り捨てられて0円とされてしまうことがある。前記「③ 調査での指摘事項」記載のとおり、調査の際には、切り捨てられたとしても0円は0円である、として取り扱われると考えられるため、相続開始前に対策を考える必要がある。

現在の税制では、資本金等の額自体を大きく減らすのはなかなか困難であると思われるため、

- \* 多額の配当を行い10銭でもいいので、第4表の「1株(50円)当たりの年配当金額」に金額が記載されるようにする
- \* 当該会社だけでの対策をあきらめ、組織再編等を駆使して相続税額全体の圧縮を図る

といった、事前の緻密な対策が重要である。

**事例  
04**

**株式の売買契約後、引き渡し前に相続があった場合の財産評価**

Dの父は、生前、第三者との間で非上場株式の売買契約を交わしていたが、引き渡しを受ける前に死亡した。Dは、当該非上場株式の引き渡しを受ける権利を債権（株式引渡請求権）として評価し、相続税の申告を行ったところ、たとえ引き渡しを受けていない場合であっても、取引相場のない株式として評価する必要があるとして否認された。

**問題の所在**

本事例では、当該非上場株式に係る権利を債権として評価すべきか、取引相場のない株式として評価すべきかが問題となる。

**解説**

**① 債権の評価**

株式引渡請求権の評価方法については、財産評価基本通達に明文の定めがないが、貸付金債権等の評価については財産評価基本通達204(貸付金債権の評価)があり、その概要は以下のとおりである。

- \* 貸付金債権等の価額は、その元本の価額と利息の価額との合計額によって評価する。
- \* 貸付金債権等の元本の価額は、その返済されるべき金額である。
- \* 貸付金債権等の利息の価額は、課税時期現在の既経過利息として支払を受けるべき金額である。

**② D の 評 価**

株式引渡請求権の評価方法については、財産評価基本通達に明文の定めがないため、財産評価基本通達204(貸付金債権の評価)を準用して評価した。すなわち、元本の価額に相当する金額は父が結んだ売買契約における売買代金の金額とし、利息の価額に相当する金額はないものとして計算し、株式引渡請求権の価額を売買代金の金額として評価した。

**③ 調査での指摘事項**

株式引渡請求権と株式の法的性質は確かに異なるが、相続財産としての経済的価値は、当該非上場株式の価値と同一であるから、株式引渡請求権の評価についても、その経済的実質を重視し、取引相場のない株式として行うべきであり、貸付金債権等債権の評価に準じて行うのは認められない。

**POINT 否認されないためのアドバイス**

調査の場においては、しばしば、法的性質と経済的実質の差異が問題となる。本事例においては、法的性質が債権（第三者に株式の引き渡しを請求することができる権利）であることについては、納税者、課税庁の間で争いはないが、納税者が、法的性質が債権であるので当然に債権として評価すべきであると主張しているのに対し、課税庁は、その経済的実質は非上場株式そのものに他ならないため、取引相場のない株式として評価すべきであると主張している。

このような法令・通達等で明文の定めがない場合の事実認定の問題について、否認されるのを100%避けるというのはなかなか困難であるが、本事例においては、

- \* まず相続時点において引き渡しを受けていないことを確実に証明する
- \* 次に法的性質はあくまで債権でありそれは重視すべきであることを主張する
- \* さらには父が締結した契約内容や契約に至った経緯、今後の引き渡しの履行の見込

等を精査し、当該債権を非上場株式と同一にみることは経済的実質の観点からも困難であることを主張する  
といった形で、理解を求めるということになるであろう。

(注)

- (1) 相続税及び贈与税における取引相場のない株式等の評価明細書の様式及び記載方法等について(平2.12.27直資2-293, 直評23)取引相場のない株式(出資)の評価明細書の記載方法等第5表2(4)

**【参考書籍】**

- ・ 笹岡宏保著『具体事例による財産評価の実務－相続税・贈与税Ⅱ』
- ・ 平川忠雄監修『税務疎明事典～クロスセクション編～』

**【執筆者紹介】**

吉岡純男(よしおか すみお)

平成7年 大阪大学経済学部卒業

平成18年 税理士法人UAP入所

平成22年 税理士登録

企業組織再編, 事業承継, 非居住者向け不動産  
投資管理業務等に従事

**【主要著書】**

- ・ 『詳解 信託の税務』(共著 中央経済社)